

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第 1 面)

産業廃棄物処理計画書	
2025年 6月 23日	
山口県知事 様	
提出者	
住 所 山口市大内御堀3273番地5	
氏 名 シマダ株式会社	
代表取締役社長 嶋田 広樹	
電話番号 083-941-2083	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	シマダ株式会社
事業場の所在地	山口市大内御堀3273番地5
計画期間	2025年4月1日～2026年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	建設業
② 事業の規模	40億
③ 従業員数	96人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	土木工事 がれき類(コンクリート・アスコン)→再生処理業に委託し再生材として再資源化 建築工事 木くず・ガラスくず・がれき類→再生処理業に委託し再生材として再資源化

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
環境管理委員会 委員会・・・・・・・・・・土木部長 廃棄物管理担当（委員）総務部・・・・総務部長 廃棄物管理担当（委員）土木部・・・・土木部長 廃棄物管理担当（委員）建築部・・・・建築部長 廃棄物管理担当（委員）共和製品部・・共和山口工場長 廃棄物管理担当（委員）生コン部・・・・生コン工場長 事務局・・・・・・・・・・総務部			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（ 2024年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	14, 554 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	14, 178 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	14,554 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	14,554 t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

	②計画	【目標】		
		産業廃棄物の種類		
		全 処 理 委 託 量	14, 178 t	t
		優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
		再生利用業者への 処 理 委 託 量	14, 178 t	t
		認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
		(今後実施する予定の取組)		
	※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

1 会社の概要

(1) 会社名

シマダ株式会社

(2) 創業

昭和2年5月10日

(3) 設立

昭和28年10月28日

(4) 資本金

1億円

(5) 従業員数

96人(4月1日現在)

(6) 事業内容

- 1 土木・建築に関する工事の設計及び監理並びに請負業
- 2 土地建物の斡旋及び売買並びに土地造成業
- 3 貸家業
- 4 生コンクリート並びにコンクリート二次製品の製造及び販売
- 5 美術品の展示並びに売買及びリース
- 6 旅館業
- 7 一般貨物自動車運送事業
- 8 産業廃棄物収集運搬業
- 9 特定労働者派遣事業
- 10 前各号に附帯関連する一切の業務

2 当該事業において現におこなっている業務

土木、建築及び住宅工事の設計、施工及び不動産業務
コンクリート二次製品の製造及び販売
生コンクリートの製造及び販売

連絡先 シマダ株式会社

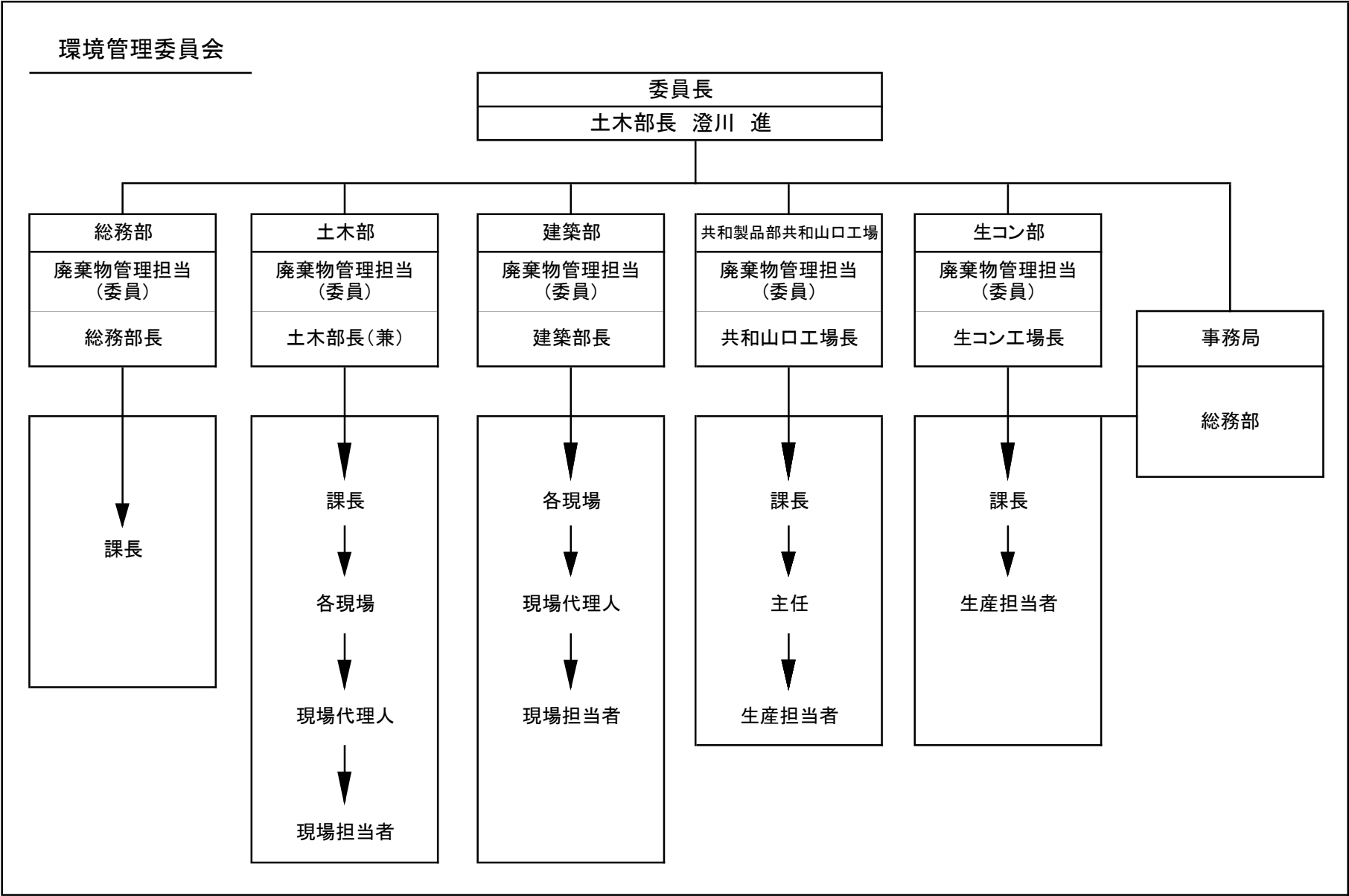
総務部部長 武末 禎眞

電話番号 083-941-2083

3 計画期間

2025年4月1日から2026年3月31日まで

責任者及び管理組織図



連 絡 先

土木部長 澄川 進

電 話 083-941-2083

総務部長 武末 禎眞

電 話 083-941-2083

建築部長 岸本 明浩

電 話 083-941-2083

共和製品部共和山口工場長 中野則之

電 話 083-923-4567

生コン部工場長 水津 俊和

電 話 083-922-1228

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

責任者及び管理組織及び責任分担

統括責任者	土木部長 澄川 進		
廃棄物管理担当	1) 総務部	...	総務部長 武末 禎眞
	2) 土木部	...	土木部長 澄川 進
	3) 建築部	...	建築部長 岸本 明浩
	4) 共和製品部共和山口工場	...	工場長 中野 則之
	5) 生コン部工場	...	工場長 水津 俊和
環境管理委員会	廃棄物処理に関する検討事項 廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進、計画的な 廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。		
・委員長	土木部長 澄川 進		
・委員	総務部長 武末 禎眞		
	土木部長 澄川 進		
	建築部長 岸本 明浩		
	工場長 中野 則之		
	工場長 水津 俊和		
・事務局	総務部		
廃棄物処理統括 責任者(委員長)	廃棄物処理方針の策定 管理規程の策定、改善 廃棄物処理に関する各種事項の決定、承諾		
廃棄物管理担当 (委員)	廃棄物処理計画の作成 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 産業廃棄物処理施設の運転、維持管理状況の把握 処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 社員、関連会社に対する教育、啓発		
事務局	監督官庁への各種報告 その他に係る事項		

管理体制の強化

管理体制(全体)

専務取締役は廃棄物管理担当と協力し話し合い、廃棄物処理に対応するために横断的な組織を構成する。

各部長は全現場の廃棄物処理状況と管理体制を定期的に点検し部課長会議、現場代理人会議、施工検討委員会で管理体制を徹底させる。

廃棄物処理に関する教育

発生の抑制、再生利用中間処理及び関係法令に関する教育等を部課長会議、現場代理人会議、施工検討委員会で徹底させる。

管理体制(各現場)

各部門長は現場代理人に全現場における廃棄物管理組織を明確にさせる。

各部門長は現場代理人に全現場を定期的に点検を実施させ日常管理の徹底をはかる。

廃棄物処理の現状

全現場で発生する産業廃棄物は総重量14,554tである。

別紙2-1

[illegible]